

芦総人第310号

令和2年6月12日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会

委員長 山口 麻子 様

芦屋市長 伊藤 舞



令和2年6月期のパートタイム会計年度任用職員の期末手当について
(最終回答)

2020年5月28日付け文書で要求のあった標記の件について、次の
とおり最終回答する。

記

- 1 令和2年6月期のパートタイム会計年度任用職員の期末手当について
別紙1のとおり
- 2 その他の要求について
別途口頭回答する。

以上

別紙 1

令和 2 年 6 月 1 日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する期末手当の支給基準

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員について，条例第 10 条及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき，次のとおり期末手当を支給する。

1 支給対象者

支給対象者は，令和 2 年 6 月 1 日に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし，次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち，芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員

2 支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む）の月額に 100 分の 130 を乗じて得た額に，基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の下表の左欄に掲げる在職期間に応じ，下表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

- (2) 前号の在職期間の算定については，育児休業をしている職員（当該育児休業の承認

に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間を除算する。

- (3) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 支給日

令和2年6月30日（火）

4 経過措置

令和2年4月1日の前日に非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた者であって、4月1日以後、引き続き会計年度任用職員に採用されたものの令和2年6月の期末手当における在職期間の算定については、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間については、前会計年度において非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた期間を、会計年度任用職員の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

以 上